

印紙
貼付

契 約 書

役務の名称 さっぽろ芸術文化の館オイルタンク残油回収等業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、次のとおり契約を
締結する。

- | | | |
|----------|-----------------|----|
| 1 契約金額 | 金 | 円 |
| | (うち消費税及び地方消費税の額 | 円) |
| 2 履行期間 | 平成 年 月 日から | |
| | 平成 年 月 日まで | |
| 3 契約保証金 | 「免除」又は「金 | 円」 |
| 4 その他の事項 | 別紙条項のとおり | |

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を
保有する。

平成 年 月 日

委託者 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、契約書記載の役務の調達契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

(法令等の遵守)

第2条 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令省令と併せて以下、「法令等」という。）及び行政指導等を遵守して、廃棄物の収集運搬及び処分を行わなければならない。委託者もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。

(契約保証金)

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、受託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(受託者の事業範囲及び許可証の添付)

第5条 受託者の事業の範囲は別表1のとおりであり、受託者の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は、速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

(廃棄物の種類及び数量)

第6条 委託者が、受託者に処分を委託する廃棄物の種類、予定数量は仕様書のとおりとする。

2 委託者の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別紙1「廃棄物データシート（WDS）」のとおりとする。

3 委託者は、本条第2項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、受託者に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、委託者と受託者とであらかじめ協議の上で定めることとする。

(マニフェスト)

第7条 受託者は、廃棄物の収集を行うときは、委託者の交付担当者の立会いのもと廃棄物の種類及び数量の確認を行うとともにマニフェストと照合する。

2 受託者は、廃棄物を処分業者の事業場に搬入する都度、マニフェストに必要事項を記載し、B1（収集運搬業者保管）票とB2（運搬終了）票を除いて、処分業者に回付する。

3 受託者は、B2（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に委託者に送付するとともにB1（収集運搬業者保管）票及び処分業者から送付されるC2（処分終了）票を5年間保存する。

4 委託者は、受託者から送付されたB2（運搬終了）票を、A（排出事業者保管）票及び処分業者から送付されたD（処分終了）票及びE（最終処分終了）票とともに5年間保存する。

(委託者の義務と責任)

第8条 委託者は、処分を委託する廃棄物の種類、数量、性状（形状、成分、有害物質の有無及び臭気）、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項等の必要な情報を受託者に通知しなければ

ならない。

- 2 委託者は処分を委託する廃棄物に処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないようにしなければならない。万一混入したことにより受託者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、受託者は、委託物の引き取りを拒むことができる。受託者の業務に支障を生じた場合、委託者は処分料金の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずる。

(受託者の義務と責任)

第9条 受託者は、委託者から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令等に基づき適正に処理しなければならない。この間に発生した事故については、委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

- 2 受託者は、業務が終了したときは、直ちに業務完了届を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 3 受託者はやむを得ない事由があるときは、委託者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合、受託者は委託者にその事由を説明し、かつ委託者における影響が最小限となるようにしなければならない。

(業務の調査等)

第10条 委託者は、この契約に係る受託者の廃棄物の収集運搬及び処分が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、受託者に対して、当該運搬及び処分状況に係る報告を求めることができる。

(再委託の禁止)

第11条 受託者は、委託者から委託された廃棄物の処理業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に、受託者の車両及び施設が故障した場合等真にやむを得ない理由により、収集運搬及び処理業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、受託者は、法令等の定める再委託基準に従い、あらかじめ委託者からの書面による承諾を得て、処理業務を再委託することができる。

(業務内容の変更)

第12条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託者と受託者とが協議の上、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

(監督等)

第13条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。

- 2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から業務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(機密保持)

第14条 委託者及び受託者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

(委託者に対する損害賠償)

第15条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第16条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第17条 天変地変、風水災害、その他委託者と受託者とがいずれにもその責を帰することがで

きない事由等の不可抗力によって、損害を生じたとき、その損害は受託者の負担とする。

(検査等)

第 18 条 受託者は、役務を完了したときは、その旨を書面をもって委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内(以下「検査期間」という。)に受託者の立会のもとに役務内容の検査(以下「完了検査」という。)を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前項の規定を準用する。

(支払)

第 19 条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に前項の金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責に帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、契約の履行に際して、役務の一部を履行しないものがある場合には、第 1 項の金額から役務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第 1 項の金額の支払を保留することができる。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第 20 条 受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間の翌日から完了検査(第 9 条第 3 項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第 1 項の違約金は、その分割量に応ずる金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

4 委託者の責に帰すべき事由により、前条第 2 項の規定による金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第 21 条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定

する納付命令)が確定したとき。

(2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第22条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。

(3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。)が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約(トにおいて「関連契約」という。)の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

3 委託者は、第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

4 委託者は、前項の規定により契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、受託者と協議して、その損害を賠償しなければならない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第22条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の10

に相当する金額を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約保証金の返還）

第23条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第24条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第25条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

別表 1

	積 込 み 場 所	荷 下 ろ し 場 所
収集運搬業許可番号	第	号
許可都道府県政令市名		

許可品目（積込み場所、荷下ろし場所に共通の許可品目のみ丸で囲む）

燃え殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	ゴムくず		
金属くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			鋳さい	がれき類	ばいじん	紙くず	木くず
繊維くず	動植物性残さ	動物のふん尿		動物の死体	そ の 他 ()			
特別管理産業廃棄物 ()								

処分業者

氏名・名称及び許可番号	(第 号)
所在地	
処分方法	

廃棄物データシート (WDS)

(記入者/記入日)

/

1	提供年月日	平成 年 月 日 提供						
2	廃棄物名称	廃油、スラッジ、洗浄水			管理番号			
3	排出事業者(窓口)	名称	札幌市市民文化局文化振興課		TEL	011-211-2261	FAX	011-218-5157
		住所	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階		部課名	文化振興課	担当者	吉澤 崇博
4	廃棄物種類 <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業 廃棄物	<input type="checkbox"/> 燃えがら <input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input checked="" type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 繊維くず <input type="checkbox"/> 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> ゴムくず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> ガラス・コンクリート・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 鋳さい <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 家畜の死体 <input type="checkbox"/> ばいじん <input type="checkbox"/> 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃PCB等 <input type="checkbox"/> 有害物質 <input type="checkbox"/> その他()						
		5	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input checked="" type="checkbox"/> 車両() <input type="checkbox"/> その他()				
6	数量	スポット	(予定数量 3,260)kg・t・ [㊦] ・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式					
		継続	()kg・t・ [㊦] ・m ³ ・本・缶・袋・個・車・式 /年・月・週・日					
7	廃棄物の安定性 ・反応性	1) 有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input checked="" type="checkbox"/> 引火性 <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性 <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性					
		2) 品質安定性 経時変化(有・無)	有る場合は具体的に記入					
8	廃棄物の物理的・化学的性状	形状 ()	沸点 ()	発火点 ()	比重 ()			
		色 ()	融点 ()	pH ()	水分 ()			
9	廃棄物の組成・成分情報 (○×又は数値記入) <input checked="" type="checkbox"/> ○×(有無) <input type="checkbox"/> 分析値 <input type="checkbox"/> 溶出量 <input type="checkbox"/> 含有量 <input type="checkbox"/> 推計値 <input type="checkbox"/> 不明 単位:() ※測定している場合は 分析表添付 <input type="checkbox"/> 分析表添付	金属Li(×)	金属Na(×)	金属Al(×)				
		金属Mg(×)	金属Cu(×)	金属Ni(×)				
10	取り扱う際の注意事項	1) 安全対策	保護具	<input type="checkbox"/> ガスマスク着用(ガスマスク種類: 、吸収缶種類:) <input checked="" type="checkbox"/> 手袋着用() <input type="checkbox"/> 保護メガネ着用() <input type="checkbox"/> その他()				
		2) 異常処置	① 応急措置	<input type="checkbox"/> 吸入時() <input type="checkbox"/> 皮膚付着時() <input type="checkbox"/> 目に入った場合() <input type="checkbox"/> 飲み込んだ場合()				
11	特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性も含む)	② 漏洩対策	除去方法() 除去作業に関する注意()					
		③ 火災時の措置						
12	その他の情報 ※左の欄に書き切れないときは、別紙に記入のうえ添付すること	① サンプルの提供の有無 (有 無) ② 産業廃棄物の発生工程など (有 無) 工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入するとともに、産業廃棄物の製造(排出)工程や排出場所を明らかにして下さい。発生工程図等のコピーの添付でも可。						